

研究ノート

嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例
(新型コロナウイルス感染症の予防, 治療及び救助, 振興特別条例)
(条文仮訳)¹⁾

宮 畑 加 奈 子*

1. 序 文

本稿は、現在なお世界中で蔓延し続ける新型コロナウイルス感染症への対処を目的として、2020年2月25日に制定・公布された、台湾の嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例（新型コロナウイルス感染症の予防, 治療及び救助, 振興特別条例, 以下特別条例とする。）の邦訳を試みるものである。

新型コロナウイルス感染症をめぐる台湾政府の取組みについては、すでに多くのメディアでその目覚ましい成果について取り上げられているが、入国時の水際対策の早期徹底、国際船舶の管理、マスク等に代表される防疫用品の有効なシステム管理、学校教育における感染防止対策への迅速な対応、徹底した情報開示、民意に配慮した政府対応等、評価される点は多岐にわたる²⁾。

日本国内における感染症の一連の経緯をめぐっては、多くの識者による考察がすでになされているが、例えば社会的介入という公衆衛生の手法やデジタルデータを用いた接触者追跡という情報技術による身体情報の「監視」によって、情報通信技術インフラが社会に浸透することの両義的な意義を指摘するもの³⁾、また新型コロナウイルス感染症という社会現象の実態、規範、認識の不一致やずれを介して、その相互作用、相関・循環関係による全体像を浮き彫り

にすることで、政府の一連の措置を概ね肯定しながらも、「不安の感染」「不安のマネジメント」の失敗を提示した見解⁴⁾等がその一例である。

ただ台湾のコロナ対応策については、多くの言説中で部分的には紹介されているものの、今回の感染症対策の主たる方針が示された特別条例の具体的内容については、現在も寡聞にして知らずの状況にある。世界各国の感染症への対応が大きく異なる中（例えば、ロックダウン、移動の自由の制限、感染者に関する個人情報への扱い方等）、台湾社会における法の役割や法文化の一端を考察する上で、特別条例に示される指向性は格好の素材を提供してくれるものと思われる。このような興味関心の下に、特別条例の制定経緯や個別の規定についての分析、法史的側面についての考察は別稿に譲ることとして、まずは資料としての特別条例の仮訳を試みる。

特別条例の法案は、2020年2月19日以降、立法委員（国会議員）による複数の法案、各政党案、政府案等、計12法案が提出され、2月25日に制定、公布されている。またその後早くも3月31日には、野党時代力量の立法委員による一部改正案が提出され、政府案を含む計3法案が提出された結果、4月21日に改正、公布された⁵⁾。当初の法案が提出からわずか1週間と極めて短期間で可決された点には、2003年のSARS（重症急性呼吸器症候群）による感染症の蔓延と死者数の拡大、それに伴う医療機関の崩壊を国内で経験した台湾にとって、生活秩序の維持のために特別条例の制定がいかに重要で

* 広島経済大学教養教育部教授

あったかが示されている。

伝染病防治法の特別法であり、日本の新型コロナウイルス等対策特別措置法に相当する台湾の特別条例は、一九条からなる極めて簡素な構成をとるが、その内容には、自宅隔離、自宅検疫、集中隔離、集中検疫の実施とその強制力を担保するための（この特別条例に対する一般法としての伝染病防治法に比べて）極めて重い罰則（例えば、自宅隔離違反は20万台湾元から100万台湾元、自宅検疫違反は10万台湾元から100万台湾元の罰金が課される。）が規定される一方で、強制措置に対する補償規定や税制面の優遇措置等が種々盛り込まれている点が特徴的である。その他、防疫物資の買占めやデマ情報の拡散に対する罰則（買占めに対しては、5年以下の有期徒刑又は500万台湾元以下の罰金の併科、デマの拡散については3年以下の有期徒刑又は拘留、300万台湾元以下の罰金又はその併科）、放送事業における感染症情報の扱いに関する規定、政府ホームページでの関連情報の定期的な更新義務等、国民生活に直結する様々な措置が講じられている点も見てとれる。

なお、台湾の主要な法学雑誌の一つである『台湾法学雑誌』の特集記事では、接触者追跡と個人情報やプライバシー権保護の衡平性、ダイヤモンド・プリンセス号をめぐる国際法適用問題等に当初議論が集約されており、情報通信技術の浸透による身体監視から派生する問題点や、島国である台湾の喫緊の課題としての国際船舶の寄港問題に大きな関心が寄せられていることがわかる⁶⁾。その他、中華民国憲法による緊急事態の命令権と特別条例の関係性に関する考察、伝染病防治法に比べ遙かに厳罰化された特別条例の妥当性等の論点にも言及されている。

次章以下、2020年2月25日に制定・公布された特別条例及び同年4月21日に一部改正、公布された条文の邦訳（仮訳）につき、順を追って示すものとする。

* 1台湾元は、3.6133円。

(2020年8月25日、日経新聞電子版 (<https://www.nikkei.com/markets/kawase/crossrate/>))

2. 条 文

新型コロナウイルス感染症の予防、治療及び救助、振興特別条例

民国109（2020）年2月25日制定・公布

第一条 この条例は、新型コロナウイルス感染症に対し有効な予防と治療を行い、人民の健康を維持及び保護し、並びに国内の経済及び社会への衝撃に対処することを目的として特にこれを制定する。

第二条 ①公立及び私立の医療（事）機構において、予防、治療、医療及び看護を行う医療関係者とその他の予防及び治療の関連従事者に対し、中央衛生主管機関は、補助又は手当を発給しなければならない。

②公立及び私立の医療（事）機構とその他関連する機関（構）、学校、法人、団体及びその人員が、本条例の予防及び治療を執行し良好な成績を上げた場合は、奨励しなければならない。

③本条例の防止及び治療業務の執行により、新型コロナウイルス感染症に罹患し、傷病、若しくは心身障碍の状態となり、又は死亡した場合は、中央衛生主管機関は、補償及び各項の給付又はその子女の教育費用を補助しなければならない。

第三条 ①各級衛生主管機関が、自宅隔離、自宅検疫、集中隔離若しくは集中検疫に応じるべきことを認定した者、及び隔離若しくは検疫を受け、単独で生活できない者の生活の世話するために、家族が休暇を申請し、又は業務に従事することができない場合は、隔離及び検疫を受けた者が、隔離若しくは検疫に関する規定に違反することなく、隔離若しくは検疫を受けた日から終了するまでの期間については、衛生主管機関の認定を経て、防疫補償を申請することができる。ただし、給与又はその他法令の規定に

より同様の性質の補助を受領した者は、重複して受領することができない。

②前項の防疫補償を申請する権利は、隔離又は検疫が終了した日から二年間行使しないときは、消滅する。

③自宅隔離、自宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者について、隔離及び検疫期間において、その任職する機関（構）、事業団体、学校、法人及び団体は、防疫隔離休暇を与え、かつ無断欠勤とみなすこと、私用休暇又はその他の休暇の種別として処理するよう強制することはできず、また皆勤手当、解雇又はその他の不利益処分をしてはならない。単独で生活できない者が隔離又は検疫を受け、家族が世話をするために休暇を申請する場合も、同様とする。

④第一項又は中央流行疫情指揮センターの指揮官の対応処置による休暇申請又は業務に従事できないことにより、生計に影響を及ぼす場合には、主管機関は社会救助法及び関係法令により、救助をしなければならない。

第四条 機関（構）、事業団体、学校、法人及び団体が、前条第三項の規定により休暇申請した期間の給与を社員に給付したときは、当該給与額の百分の二百に相当する額を、当該年度の所得税より控除することができる⁶⁾。中央流行疫情指揮センター⁷⁾ 指揮官の対応処置により指示され、休暇申請できる期間の給与を社員に給付した場合も、同様とする⁸⁾。

②前項の社員に給付した給与額について、その他の法律に規定された租税優遇がすでに適用されている場合は、前項の規定を適用しない。

③第一項の休暇申請期間、社員、給与の給付金額の範囲、所得金額の範囲及び控除方式、申請期限、申請手続、提出を要する証明書及びその他関連事項の事務手続については、中央衛生主管機関は財政部と共同で関連機関と協議の上、これを定める。

第五条 ①伝染病防治法第五十四条第一項の規

定する防疫物資を生産するために、必要があるときは、各級政府機関は、中央流行疫情指揮センターの指揮官の指示により、生産設備及び原材料を徴用し、又は調達し、並びに適切な補償をすることができる。

②前項の徴用又は調達業務の手続、補償方式及びその他関連事項の事務手続については、中央衛生主管機関が関連機関と協議の上、これを定める。

第六条 伝染病防治法第五十四条第一項及び前条第一項の規定により、徴用し、又は調達する防疫物資、生産設備及び原材料、それらの管理、使用、収益及び処分については、国有財産法第十一条、第二十八条、第六十条⁹⁾ 及び地方公産管理法の制限を受けない。

第七条 中央流行疫情指揮センターの指揮官は、疫情の予防、治療及び制御を目的として、必要な対応処置又は措置を実施することができる。

第八条 ①防疫期間において、隔離若しくは検疫を受け隔離若しくは検疫の命令に違反し、又は違反のおそれがあるときは、中央流行疫情センターの指揮官は、録画、撮影、個人資料の公表若しくはその他必要な予防、治療及び制御措置又は処置を指示することができる。

②疫情の拡散を回避するために、新型コロナウイルス感染症への罹患が確定した者に対しても、同様とする。

③前二項の個人資料については、新型コロナウイルス感染症が終息したときは、個人資料保護の関連法規により処理しなければならない。

第九条 ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け運営に困難を生じた産業、事業、医療（事）機構及び関連する従業人員については、各目的事業の主管機関により救済、助成、振興措置及び社員に対し必要な協力を提供することができる。

②医療機構が、中央流行疫情指揮センターの防疫上の必要に応じて診療を停止するときは、政

府は適切な補償をしなければならない。

③第二項の産業、事業、医療（事）機構の認定、救済、助成及び振興措置の項目、基準、金額及びその他関連事項の事務手続については、各中央目的事業の主管機関が立案し、行政院に送付し決定する。

第十条 中央流行疫情指揮センターの成立期間において、放送事業及び衛星放送事業は防疫の必要性から防疫情報放送の指定を受けた場合は、通信放送の主管機関は、（記者注：民営放送機関が）影響を受ける状況を勘案し、公告時間を一定期間緩和することができ、放送法第三十一条及び衛生放送事業法第三十六条の規定による制限を受けない。

第十一条 ①この条例の必要経費の上限は六百億台湾元とし、特別予算方式で編成し、当該予算の作成及び執行は予算法第二十三条、第六十二条及び六十三条¹⁰⁾の制限を受けない。

②前項の必要経費の財源については、前年度会計の剰余又は借入債務を移用して対処することができる。

③各項の予防、治療及び救済、振興措置に応じる緊急の必要のために、各関係機関は、行政院に送付し同意を経た後に、第一項の特別予算案が法定手続を完了する前に当該予算の一部を支出することができる。

第十二条 ①中央衛生主管機関の公告を経た防疫器具、設備、医療器材又はその他の防疫物資について、価格の引上げ又は正当な理由のない買占めにより市場で販売した者は、五年以下の有期徒刑に処し、五百万台湾元以下の罰金を併科することができる。

②前項の未遂犯は、これを罰する。

第十三条 新型コロナウイルス感染症に罹患又は罹患した疑いのある者が、各級衛生主管機関の指示に従わず、他人に感染させるおそれのある場合は、二年以下の有期徒刑、拘留又は二十万台湾元以上二百万台湾元以下の罰金に処する。

第十四条 新型コロナウイルス感染症の流行に関する疫情の流言又は虚偽の情報を拡散し、公衆又は他人に損害を生じさせるに足る場合は、三年以下の有期徒刑若しくは拘留に処し、又は三百万台湾元以下の罰金を科し、又は三百万台湾元以下の罰金を併科する。

第十五条 ①各級衛生主管機関が、伝染病予防及び治療法第四十八条第一項の規定により行う隔離措置に違反した者は、二十万台湾元以上百万台湾元以下の罰金に処する。

②各級衛生主管機関が、伝染病防治法第五十八条第一項第四款の規定により行う検疫措置に違反した者は、十万台湾元以上百万台湾元以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者については、中央目的事業の主管機関、直轄市、縣（市）政府は、五万台湾元以上百万台湾元以下の罰金に処する。

一 第三条第三項の規定に違反した者

二 各級政府機関が第五条第一項により行う徵用又は調達を拒絶、回避又は妨害した者

三 中央流行防疫指揮センター指揮官が第七条の規定により実施した対応処置又は措置に違反した者

第十七条 各級政府機関は、この条例が定める関連事項を執行するために、第四条及び第十一条から第十四条に規定する事項を除き、必要があるときは、関係機関に執行を委任、委託及び委辦¹¹⁾することができる。

第十八条 ①この条例の施行から満三箇月後に、行政院は疫情及び関連予算の執行につき、立法院に書面で報告しなければならない。

②この条例の施行から満六箇月後に、行政院院長は施政報告時において、立法院に疫情報告及び関連予算の執行報告を提出しなければならない。

③行政院は、専用のホームページを設置し、各目的事業の主管機関が定める手当、奨励、補償、

補助，助成，救済及び振興に関する法規，命令又は行政規則を毎週更新するものとする。

第十九条 ①この条例の施行期間は，中華民國百九年一月十五日から百十年六月三十日までとする。ただし，第十二条から第十六条は，公布の日より施行する。

②この条例の施行期間の満了後は，立法院の同意を得てこれを延長することができる。

3. その後の一部改正

特別条例は，その後2020年4月21日に改正，公布されている。主な改正内容には，所得税の免除規定の追加，特別条例の必要経費についての当初の六百億元から二千億元への引上げ等が含まれる。改正条文の仮訳は，以下の通りである。

第九条の一（新設）①新型コロナウイルス感染症の影響を受け，この条例，伝染病防治法五十三条又はその他の法律の規定により，政府より受領する助成，補助，手当，奨励及び補償については，所得税を免除する。

②前項の政府より受領した助成，補助，手当，奨励及び補償は，相殺，差押え，担保に供し，又は強制執行の目的物とすることはできない。

第十一条（改正）①この条例の必要経費の上限は二千億台湾元とし，並びに疫情の状況を勘案し，当初予算額の範囲内において特別予算を編成して，立法院に送付し審議することができる。当該予算の作成及び執行は予算法第二十三条，第六十二条及び六十三条の制限を受けない。ただし，立法院の審議を経て削除又は削減した予算項目は，流用できない。

②前項の必要経費の財源については，前年度会計の剰余又は借入債務を移用して対処することができる。毎年度の借入債務の範囲については，公共債務法第五条第七項¹²⁾の規定による制限を受けない。この条例の施行期間における中央

政府の総予算及び特別予算の借入限度額の合計比率が，当該期間の総予算及び特別予算の歳出総額合計数の比率であり，財政規律法第十四条第二項の制限¹³⁾を受けない。

③この条例の施行期間において，中央政府が借り入れた一年以上の公共債務の未償還残高の予算比率については，公共債務法第五条第一項の規定¹⁴⁾により処理しなければならない。

④各項の予防，治療及び救済，振興措置への緊要な対処のために，各関係機関は，行政院に送付し同意を経た後に，第一項の特別予算案の法定手続が完了する前において，当該予算の一部を支出することができる。

本研究は，科学研究費JP18K01403およびJP19H01407（研究分担者として）の助成を受けたものです。

注

- 1) 訳出に際しては，台湾立法院法律系統の条文及び立法理由を原典とした。
<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>
[https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^98818199CC034E9981811879030C9891A118E4034C98C1899BC0](https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?001E76805A700000000000000000A00000002000000^07181109022500^00039033001)（いずれも2020年8月1日検索）
- 2) 「(社説) コロナと台湾 民主の成功に学びたい」朝日新聞2020年5月25日朝刊6頁，「米長官，台湾総統と会談 コロナ対策協力一致」読売新聞2020年8月11日朝刊1頁等，枚挙に暇がない。
- 3) 美馬達哉『感一染一症一社一会 アフターコロナの生政治』人文書院（2020）163頁以下。
- 4) 西田亮介『コロナ危機の社会学』朝日新聞出版（2020）45-47，194頁以下。
- 5) 台湾立法院法律系統「立法院議案關係文書」[立法歷程]（2020年8月25日検索）
[https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?00577B6B7CEF00000000000000001E00000005FFFFFD^07181109042100^000A1033001](https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?00577B6B7CEF00000000000000001E00000005FFFFFA00^07181109022500^000A1033001)
- 6) 台湾中央流行疫情指揮中心（注8を参照）は，早くも中央2020年2月6日には国際客船の寄港を禁じる措置を講じている。『自由時報』2020年2月7日

- 7) 立法理由には、雇用主の控除額を給与費用の二倍とした点について、雇用者の被雇用者に対する給与支給を促す誘因とし、社会的感染リスクを低下させる目的であること等が述べられている。
- 8) 国内外の伝染病の流行状況を勘案し、必要がある場合は、中央主管機関である行政院衛生福利部（「部」は省に相当する）が、行政院の同意を経て中央流行疫情指揮中心（Central Epidemic Command Center, CECC）を設置することができる（台湾伝染病防治法第二条、第十七条を参照）。
- 9) 立法理由には、休校措置により12歳以下、又は心身障害をもつ中高生の世話をする場合等が該当事例として挙げられている。
- 10) 公有財産の管理機関による直接管理、公有財産の主管機関及び管理機関による処分及び収益、国内外の国有財産の贈与に関する規定をおく。立法理由には、国有財産法や地方公産管理法規等の規制により、防疫物資の国内生産能力の拡充、目標達成が困難となることから、規制緩和の明文規定をおくことが説明されている。
- 11) 経常収支のバランス保持や経費の流用制限について規定する。
- 12) 委辦とは、地方自治団体が、法律等の規定により、上級政府の指揮監督の下で執行責任を負うことを指し（台湾「地方制度法」第二条第三号）、いわゆる法定受託事務がその対象となる。
- 13) 中央政府の総予算及び特別予算の起債限度額は、総予算及び特別予算歳出総額の百分の十五を超えてはならないと規定する。
- 14) 中央政府の特別予算方式により編成した年間の起債限度額が、公共債務法第五条第七項の制限を受けない場合は、特別条例施行期間における起債限度額の合計比率が、当該期間の総予算及び特別予算の歳出総額合計数の百分の十五を超えてはならないとする。
- 15) 借入れから一年以上の公債の未償還残高の予算比率が、前三年度の名目国内総生産額の平均値の

百分の五十を超えてはならないとする。

参 考 文 献

（書籍）

厚生労働省建工局結核感染症課『詳解 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』中央法規（2016）

西田亮介『コロナ危機の社会学』朝日新聞出版（2020）

美馬達哉『感—染—症—社—会 アフターコロナの生政治』人文書院（2020）

（論文）

何建志「COVID-19疫情期間防疫與隱私之平衡」（23-32頁）、楊哲明「伝染病防治與隱私權保護的競合」（33-38頁）、李崇偉「在瘟疫蔓延中檢視個資保護法制」（39-44頁）、林欣柔「防疫？防疫？疾病監測・接觸者追蹤與個人資訊隱私之平衡」（45-52頁）、吳行浩「鑽石公主號隔離檢疫事件的國際法適用相關問題初探」（53-58頁）、陳貞如「從海洋法論日本於鑽石公主號疫情擴散事件中之角中」（59-62頁）、陳靜慧「当公主感染病毒」（63-67頁）／以上『台湾法學雜誌』台湾本土法學雜誌387号（2020）所収

林明鏞「治伝染性肺炎用重典？—『居家隔离』與『居家檢疫』管制措施為中心」（1-12頁）、吳光平「從國際法觀點談鑽石公主號事件」（21-26頁）、蘇義淵「『鑽石公主』誰要管？從國際法討論管理國際船舶之海事安全與衛生安全規範之差異」（27-34頁）／以上『台湾法學雜誌』台湾本土法學雜誌388号（2020）所収

劉幸義「由武漢肺炎條例—論緊急狀態立法」（51-59頁）『台湾法學雜誌』台湾本土法學雜誌390号（2020）

（WEB 資料）

「台湾立法院法律系統」<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>